

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

古河市長

## 公表日

令和5年5月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。</p> <p>①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。</p> <p>②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。</p> <p>③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。</p> <p>④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書の届出により、利用者との利用契約の事業所を管理している</p> <p>⑤被保険者証の再交付申請 介護保険負担割合証及び被保険者証の再交付申請により、諸要件を調査して再発行をしている。</p> <p>⑥高額介護(予防)サービス費の支給申請及び介護保険負担限度額認定申請に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。</p> <p>⑦居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前及び改修後)に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。</p> <p>⑧世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。</p> <p>⑨決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。</p> <p>⑩普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。</p> <p>⑪納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。</p> <p>⑫未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。</p> <p>※③～⑦の申請、届出は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能(マイナポータル)で受領する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号:以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の68項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二 項番 1,2,3,4,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56-2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,97,106,108,109</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 第2条,第3条,第6条,第7条,第10条,第15条,第19条,第22条-2,第24条-2,第25条,第25条-2,第30条,第31条-2,第32条,第33条,第43条,第43条-2,第44条,第46条,第47条,第49条,第55条,第55条-2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二 項番 93,94</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 第46条,第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 高齢介護課 茨城県古河市駒羽根1501番地 電話0280-92-4921

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	所属長	森口光司	青木 保	事後	
平成29年6月1日	公表日	平成27年3月31日	平成29年6月1日	事後	
令和1年6月28日	正しい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点		
令和1年6月28日	正しい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点		
令和1年6月28日	RVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成29年6月1日	令和1年6月28日		
令和2年6月30日	事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険に関する事務		
令和2年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号;以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条		
令和2年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 60, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 106, 109	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 項番 1,2,3,4,5,6,11,22,26,30,33,39,42,43,56-2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,97,106,108,109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 第2条, 第3条, 第6条, 第7条, 第10条, 第15条, 第19条, 第22条-2,第24条-2,第25条, 第25条-2, 第30条, 第31条-2,第32条,第33条,第43条, 第43条-2,第44条,第46条,第47条,第49条, 第55条, 第55条-2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 項番 93,94 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 第46条,第47条		
令和2年6月30日	評価実施機関における担当部署①部署	古河市健康福祉部介護保険課	古河市福祉部高齢介護課		
令和2年6月30日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護保険課長	高齢介護課長		
令和2年6月30日	特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	古河市 健康福祉部 介護保険課	古河市 福祉部 高齢介護課		
令和2年6月30日	正しい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点		
令和2年6月30日	正しい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点		
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和2年7月1日	正しい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点		
令和2年7月1日	正しい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点		
令和2年7月1日	公表日	令和2年6月30日	令和3年7月1日		
令和2年9月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和2年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和2年9月12日	正しい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点		
令和2年9月12日	正しい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点		
令和2年9月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づき被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づき被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定を(変更)依頼届出書の届出により、利用者と利用契約の事業所を管理している ④介護保険負担割合証及び被保険者の再交付申請により、諸要件を調査して再発行をしている。 ⑤高齢介護(予防)サービス費の支給申請及び介護保険負担割合認定申請に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。 ⑥居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前及び改修後)に応じて諸要件を調査し、支給及び認定の決定を行っている。 ⑦世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑧決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑨普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑩納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑪未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている	事後	
令和2年9月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能(マイナンバー)	事前	
令和2年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能(マイナンバー)	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能(マイナンバー)、申請管理システム	事後	
令和2年5月18日	正しい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点		
令和2年5月18日	正しい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点		